

第4次青森県障害者計画（案）に対する意見とそれに対する県の考え方

- ・文章修正等 : 本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。
- ・記述済み : 既に記述済みのもの。
- ・実施段階検討 : 計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。
- ・反映困難 : 反映が困難なもの。
- ・その他 : 質問や感想。施策の体系外への意見。

No.	ページ	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
1	33～34	<p>公共交通機関でのトラブル発生や電車遅延などのアナウンスが放送のみで行われるため、情報が得られず適切な行動を取れないことがあります。そのため、「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン P78、2. 誘導案内設備に関するガイドライン①視覚表示設備」に基づいて、以下の通り提案します。</p> <p>（提案）</p> <p>P33～P34「（2）移動・交通対策の推進」の取り組みに追加「公共交通機関において、文字表示による案内の整備を推進することにより、ハード面でのバリアフリー化を推進する。」と追加してください。</p>	文章修正等	<p>御意見を踏まえ、34ページ17行目～18行目に、次のとおり追加します。</p> <p>「○公共交通機関において、文字表示での案内等によるバリアフリー化の取組を支援します。」</p>
2	34～35	<p>P34～P35「（3）防災・防犯・交通安全対策の推進 ①昨今の災害事情を踏まえた県民の多様な視点を取り入れた防災対策の確立」4つ目の○部分「災害時の情報伝達方法」について、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 P52（2）多様な手段の活用による情報伝達」に基づいて、以下の通り提案します。</p> <p>（提案）</p> <p>災害時、手話による情報の取得が可能になるよう聴覚障害者用情報受信装置を主な公共施設に設置し、また、スマートフォン等に市町村からの避難情報を配信する緊急速報メールシステムの構築を検討してください。</p>	実施段階検討	<p>今後施策を進めていく上で参考にしていきます。</p>

No.	ページ	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
3	35～36	<p>運転免許試験場や警察署、交番などでも、聴覚障害者に対する理解を深め手話による手続きが可能になるよう、青森県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（研修・啓発）第8に基づいて、以下の通り提案します。</p> <p>（提案） P35～P36 「（3）防災・防犯・交通安全対策の推進 ④交通安全対策の推進」の取り組みに追加 「警察職員に対し障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の充実に取り組むとともに、障害者のコミュニケーションを支援するため、手話で会話ができる警察官等の交番等への配置、コミュニケーション支援ボードの活用等を図る。」と追加してください。</p>	文章修正等	<p>36ページ5行目の見出しを「④ 交通安全対策の推進等」に修正した上で、8行目～10行目に次のとおり追加します。</p> <p>「○警察職員に対し、障害のある人に対して適切に対応できるよう、障害及び障害者に対する理解を深めるための教養に取り組むとともに、あらゆる現場での相手の立場に立った警察活動を推進します。」</p>
4	44	<p>補聴器や人工内耳等による補聴技術の向上により、特別支援学校や特別支援学級に在籍していな聴覚障害のある生徒がいますが、十分な情報保障がなく、授業等に参加しづらい状況があるため、P44「②障害の状態や教育的ニーズに応じた教育の推進」2つ目の○に関連して、以下の通り提案します。</p> <p>（提案） 「障害のある幼児児童生徒には、学校等が提供する様々な機会において、障害のない幼児児童生徒と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の合理的配慮を含めた必要な配慮、教科書・教材に関する合理的配慮を含めた必要な配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。」と追加してください。</p>	実施段階検討	<p>御意見のとおり、合理的配慮の提供は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で義務付けられております。そのため、本計画のI-4-(3)役割分担（3ページ17行目～19行目）においても、合理的な配慮を行うなどの着実な推進について明記されております。いただいた御意見は今後施策を進めていく上で参考にしていきます。</p>
5	54	<p>P54「（2）障害者の文化・芸術活動への参加機会の拡大」について、手話や文字による情報保障がないために参加したくてもできないことがほとんどです。これに関連して、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第9条に基づき、以下の通り提案します。</p> <p>（提案） 「博物館や美術館、地域の文化施設における、文化芸術活動の公演、展示等において、字幕、音声による解説、手話による案内、触察資料の提供、障害者向けの鑑賞イベントの実施等、障害者のニーズを踏まえつつ、ICT等を活用しながら、ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進し、文化施設へのアクセシビリティの向上を支援する。」と追加してください。</p>	文章修正等	<p>御意見を踏まえ、54ページ17行目～18行目に、次のとおり追加します。</p> <p>「○字幕や音声ガイド、手話等での説明の提供等、文化芸術の鑑賞の機会の拡大に向けた環境整備の充実を図ります。」</p>